

北空知4町地域公共交通活性化協議会専門部会設置要綱

(目的)

第1条 北空知4町地域公共交通活性化協議会規約第7条の規定に基づき、専門部会に関し必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 専門部会は、規約第3条各号に定める事務について、専門的な調査及び検討を行う。

(専門部会の構成)

第3条 専門部会は、協議会の委員から別表に定める委員をもって構成する。

(専門部会長)

第4条 各専門部会に部会長を1名を置く。

2 部会長は、委員の互選によってこれを定める。

3 部会長は、専門部会を代表し、会務を統括する。

(委員の任期)

第5条 専門部会の委員の任期は、2年とする。

(会議)

第6条 専門部会は、部会長が招集する。

2 専門部会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。ただし、緊急を要するなどの必要がある場合は、招集によらずに書面により開催することができる。

3 会議の議事は、出席委員の過半数以上の賛成によって決し、可否同数の場合は、部会長の決するところによるものとする。

4 会議は、個人情報を取り扱うなどの観点から非公開とする。

(ワーキンググループ)

第7条 専門部会は、必要に応じて、ワーキンググループを設置することができる。

2 ワーキンググループの会議の開催は、第6条の規定を準用する。

(事務局)

第8条 専門部会の業務を処理するための事務局は、規約第10条の規定を準用する。

(報償費及び費用弁償)

第9条 委員の出席に係る報償費及び費用弁償は、規約第4条第2項の規定を準用する。

(補足)

第10条 この要綱に定めるもののほか、専門部会に関し、必要な事項は、協議会長が別に定めるものとする。

附則

この要綱は、令和3年4月20日から施行する。